

外来診療担当医表

2020年8月1日より

		月	火	水	木	金	土
午前診	9:00	日馬院長 (消化器科)	元廣 (循環器内科)	日馬院長 (消化器科)	阪井 (内科)	阪井 (内科)	日馬院長 (消化器科)
	12:00	劉 (整形外科)	南 (外科)	小林 (整形外科)	小林 (整形外科)	逸見 (整形外科)	担当医
午後診	13:30	劉 (整形外科) 再診	宮嶋 (心療内科)	荻野 (形成外科)			
	17:00	劉 (整形外科)	宮嶋 (心療内科)	荻野 (形成外科)			
夜診	17:00	阪井 (内科)	日馬院長 (消化器科)	日馬院長 (消化器科)	元廣 (循環器科)	阪井 (内科)	
	20:00	小林 (整形外科)	南 (外科)	恵木 (整形外科)	小林 (整形外科)	逸見 (整形外科)	

* 木曜日の夜診の内科は 17 時半からの診察開始です。

交通案内



お願い 月に1度は必ず保険証の提示をお願いいたします。
検診を受けられる方も、保険証をご提示ください。

患者さんの個人情報保護について

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

当院では、患者さんの個人情報を別記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者さんからの同意を頂くことにしておりますのでご安心下さい。

個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当院では、患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

医療法人全心会 寝屋川ひかり病院

〒572-0025 寝屋川市石津元町 12 番 20 号
電話：072-829-3331
フリーダイヤル：0120-29-3336
FAX：072-829-3339
ホームページ：http://www.neyagawahp.com/



寝屋川ひかり在宅センター



寝屋川ひかり訪問看護ステーション
看護師が訪問し、寝たきりなどの不自由があり、自宅で療養したいといった方々のご家庭を訪問し、介護指導や介護相談を行います。

TEL：072-829-3351
FAX：072-812-2083



寝屋川ひかりケアプランセンター
ケアプラン作成の他、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援するための施設です。

TEL：072-812-2081
FAX：072-812-2083



通所リハビリテーション

従来のリハビリテーションを医療保険ではなく、介護保険を利用して受けられるサービスです。短時間でリハビリテーションを受けることが可能です。



医療法人 全心会

寝屋川ひかりだより

第46号
2020.9
発行

トピックス

コロナウイルスとは (厚生労働省HP 一部抜粋)
..... 2ページ
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より
うちで、すこすこ 3ページ
外来診療担当医表 4ページ

トマトには、リコピン、β-カロテン (ビタミンA)、ビタミンC・E、カリウムなど豊富な栄養が含まれています。トマトの赤い色はリコピンの赤。このリコピンですが、生活習慣病予防や老化抑制にも効果があるそうです。生で食べるのもいいですが、トマトソースにしたりスープにすると、より効率よく栄養素を摂ることができます。

～ 病院理念 ～

1. ひかり輝く心身であれ 2. 患者さまの立場になって考えよ 3. 責任を持って行動せよ

基本方針

1. 相互理解 医療と看護を受ける側、提供する側の相互理解を深め、患者さま本位の医療と看護を提供します。
2. 高質安全 常に時代に即応した高質で安全な医療と看護を提供します。
3. 地域貢献 地域住民の方の救急医療及び健康増進に貢献します。
4. 医療連携 他の医療機関、介護施設との連携を図り、健康と福祉を支援します。
5. 品質改善 医療サービスにおける品質マネジメントシステムに適合し、その有効性の継続的改善を図ります。

患者様の権利

- 1 平等な医療 公平に、適切でかつ良質な医療を受ける権利があります。
- 2 個人の尊厳 尊厳ある個人として、その生命・身体・人格が尊重されます。
- 3 自己決定権 説明を十分に受けた後、その検査法、診断、治療法に対して自由に選択、決定する権利があります。
- 4 セカンドオピニオン 医師や医療機関を自由に選ぶ権利があり、また別の医師の意見を求める権利があります。
- 5 個人情報の保護 診療上の個人情報を守られる権利があります。
- 6 医療の情報開示 ご自分の症状や医療の内容に関して、必要な情報を求める権利があります。

患者様の責務

- 1 情報提供 適切かつ迅速な医療を受けるために、自らの身体状況等、必要とされる情報を可能な限り正確かつ迅速に医療提供者に伝える義務があります。
- 2 時間的協力 医療提供者から十分な情報提供を受けるために、本人及びご家族の時間的協力が必要です。
- 3 意思表示 医療提供者から十分な医療情報の説明を受けた上で、診断・治療方針の決定について、自らの意思を明らかにする必要があります。
- 4 医療・療養環境 全ての患者様が適切な医療を受けられるように、患者様相互のより良い医療・療養環境に配慮する義務があります。
- 5 治療費支払 治療費等の医療サービスの対価を遅滞なく支払って頂く義務があります。

コロナウイルスとは (厚生労働省HP 一部抜粋)



「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができません。ただ、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。

感染経路

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するのかについては、現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

飛沫感染

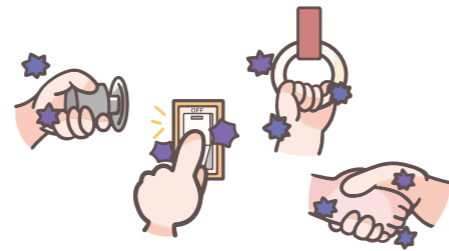
感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染します。



※主な感染場所
学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がその物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。



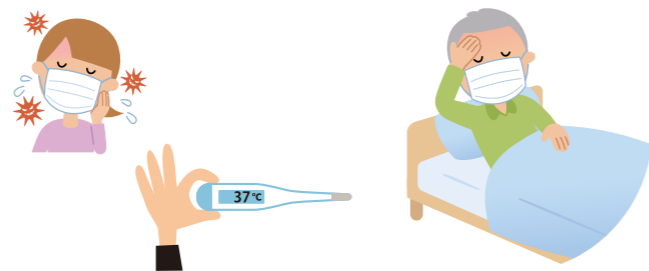
※主な感染場所
電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

潜伏期間

WHOの知見によれば、現時点で潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されています。

治療法

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。



対策



- ・咳やくしゃみをする人からの距離を保つ。
- ・咳やくしゃみをするときは、ティッシュペーパーなどで鼻と口を覆う。
- ・自分の目、鼻、口に触るのは止めましょう。
- ・マスクの着用
- ・具合が悪いときは自宅にいるようにする。
発熱、咳、呼吸が苦しい場合は、医師の診察を受ける。
診察に来る前に電話などで連絡をとって下さい。またお近くの保健所に助言を求める事も大切です。
- ・手を清潔に保つ。
手洗いは、たとえ流水だけであっても、ウイルスを流すことができるため有効です。石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。
洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残しやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。



当院でも、消毒用アルコールを院内に設置しておりますので、消毒、マスクの着用をお願い致します。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より

うちで、すごそう

STAY HOME



新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために

1. 密集・密接・密室を避ける
2. 帰省・旅行を控える
3. 人が集まる行楽地に行かない
4. 買物は少人数ですいている時間に
5. こまめに手を洗う

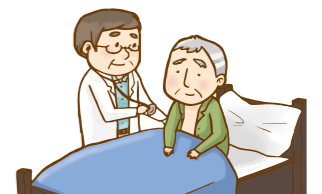
と警鐘を鳴らしております。

在宅での診療方法

訪問診療・訪問看護

ご自宅で生活されている方で、普段の通院が難しい方に当院勤務の医師・看護師がご自宅まで訪問し診療させていただきます。

時期柄、コロナウイルスの感染が心配で、外出が億劫だという方、認知症や要介護状態でお一人での通院が難しい方や、ご家族様の付き添いがあっても定期的な通院が難しい方もおられることと思います。



申請のお手伝いなどいたしますので、まずはお近くのスタッフにお声がけ下さい。



お問い合わせ・お申込み (無料のお問合せ)



フリーダイヤル

0120-29-3336